



報道関係者 各位

令和4年5月2日（月）

【照会先】

広島労働局総務部総務課

総務課長 和崎 克則

総務企画官 岩本 康生

（電話）082（221）9241

## 非違行為者に対する懲戒処分について

広島労働局（局長 阿部 充）は、福山公共職業安定所職員について、以下の非違行為を理由に、非違行為者に対し、国家公務員法に基づく懲戒処分を行いましたので、概要をお知らせします。

### 1 概要

被処分者は、令和2年7月15日水曜日午前8時14分頃、普通乗用自動車を運転して出勤する途中、福山市住吉町3-5の国道2号線の信号機のある交差点において、赤信号で直進し、横断歩道を自転車で横断中の被害者と衝突し、被害者に急性硬膜下血腫等の傷害を負わせ、同日死亡させたもの。

### 2 処分年月日

令和4年5月2日

### 3 被処分者の所属及び処分量定

所 属 福山公共職業安定所

処分量定 停職3月

### 4 再発防止策

広島労働局では、各所属長に対し、令和2年7月15日付けで、嚴重注意喚起として職員による死亡交通事故の発生について周知し、交通事故防止対策、法令遵守及び公務員として信用の失墜をすることのない行動の徹底を指示した。

令和2年7月30日、労働局長より局幹部職員に対して、官用車を含めた運転についての交通事故防止対策及び法令遵守の徹底を指示した。

今後も、機会あるごとに法令遵守等に対する指導を行い、職員個々の意識向上に努めていくこととしている。